

○公 告

猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の実施について

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）第 5 条の 5 第 1 項に規定する猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を次のとおり実施します。

令和 8 年 10 月 1 日

愛媛県公安委員会委員長 佐 伯 鈴 乃



1 実施日時・場所

別紙のとおり。

2 受講対象者

現に狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため、猟銃の所持許可を受けて猟銃を所持している者

3 受講資格

愛媛県内に住所を有する者

4 受講申込手続

(1) 受講申込受付期間

別紙のとおり。

(2) 受付時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分までの間

(3) 受講申込書の提出先

住所地を管轄する警察署の生活安全課（刑事生活安全課）

(4) 提出書類等

ア 申込書（銃砲刀剣類所持等取締法施行規則様式第 25 号） 1 通

イ 手数料 14,000 円（愛媛県収入証紙により納付）

5 受講方法

申込書を提出した方には後日、「技能講習通知書」を交付します。

技能講習通知書に指定された日時場所で受講してください。

受講の際は必ず技能講習通知書を持参してください。

講習の科目については次のとおりです。

(1) 猟銃の操作

ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い

イ 猟銃の点検

ウ 実包の装てん及び拔出しその他実包の取扱い

エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

ア 散弾銃による場合は、飛翔する標的に対する射撃

イ 散弾銃以外の猟銃による場合は、固定されている標的に対する射撃

6 使用実包について

技能講習で使用する実包は、各自で事前に準備してください。

使用する実包は、既に所持している適合実包を使用することができます。

7 技能講習修了証明書の交付

講習を受講し、前記科目に掲げる事項を修了した方には、後日、技能講習修了証明書を交付します。

8 その他

各射撃場の受入人数に達した場合は、申込期間内であっても受付を終了しますので、申込状況については、申込時に各警察署窓口で確認してください。

各射撃場により、服装・携行品等の制限があるため、不明な方は、事前に受講予定の射撃場まで問い合わせください。

事前に受講できないことが判明した場合は、申込み警察署の担当者に連絡してください。

9 問い合わせ先

愛媛県警察本部生活安全部生活環境課許可事務等指導室保安・営業・支援係(電話089-934-0110(内線3184、3185))又は愛媛県内各警察署生活安全課(刑事生活安全課)



別紙

場 所	所在地	使用銃種	射撃方法・人数 (各実施日毎)	実施日時	申込受付期間
四国中央射撃場	四国中央市 金生町山田 井乙537-18	散弾銃	スキート (9号弾以下) 10人	1 令和9年1月9日 (土) 9:00～12:00	令和8年11月30日 ～ 令和8年12月21日
				2 令和9年1月24日 (日) 9:00～12:00	令和8年12月14日 ～ 令和9年1月4日
		散弾銃	トラップ (3号弾以下) 10人	3 令和9年2月7日 (日) 9:00～12:00	令和8年12月25日 ～ 令和9年1月18日
				4 令和9年2月27日 (土) 9:00～12:00	令和9年1月18日 ～ 令和9年2月8日
		ライフル銃	大口徑 6人	5 令和9年3月13日 (土) 9:00～12:00	令和9年2月1日 ～ 令和9年2月22日
				6 令和9年3月21日 (日) 9:00～12:00	令和9年2月8日 ～ 令和9年3月1日
松山総合クレ－射撃場	伊予郡砥部 町万年877 番地	散弾銃	スキート (3号弾以下) 10人	1 令和9年1月9日 (土) 10:00～13:00	令和8年11月30日 ～ 令和8年12月21日
				2 令和9年1月13日 (水) 10:00～13:00	令和8年12月3日 ～ 令和8年12月24日
				3 令和9年1月24日 (日) 10:00～13:00	令和8年12月14日 ～ 令和9年1月4日
		散弾銃	トラップ (3号弾以下) 10人	4 令和9年2月6日 (土) 10:00～13:00	令和8年12月25日 ～ 令和9年1月18日
				5 令和9年2月17日 (水) 10:00～13:00	令和9年1月7日 ～ 令和9年1月28日
				6 令和9年2月28日 (日) 10:00～13:00	令和9年1月18日 ～ 令和9年2月8日
		ライフル銃	大口徑 6人	7 令和9年3月6日 (土) 10:00～13:00	令和9年1月25日 ～ 令和9年2月15日
				8 令和9年3月17日 (水) 10:00～13:00	令和9年2月4日 ～ 令和9年2月25日
				9 令和9年3月28日 (日) 10:00～13:00	令和9年2月15日 ～ 令和9年3月8日
鬼北クレ－射撃場	北宇和郡鬼 北町大字中 野川15番地 7	散弾銃	トラップ (3号弾以下) 6人	1 令和9年1月18日 (月) 13:00～16:00	令和8年12月14日 ～ 令和9年1月4日
				2 令和9年2月15日 (月) 13:00～16:00	令和9年1月5日 ～ 令和9年1月26日
				3 令和9年3月15日 (月) 13:00～16:00	令和9年2月3日 ～ 令和9年2月24日

ただし土日・祝日等の閉庁日を除く。